

ふれあいスペース宮前 予約ルール

(予約表の作成)

第1条 運営委員会は毎月25日頃に翌々の予約表を作成し、ふれあいスペース宮前（以下「スペース」という。）横の箱の中に置く。

(予約方法)

第2条 利用を希望する団体は当該予約表の空いている時間帯に利用団体名を記入することにより、予約をすることができる。

(予約における制限)

第3条 利用者が1か月の間に利用できる回数の上限は2回までとする。

(2) 利用者は連続する週で、同じ曜日の同じ時間帯を予約することはできない。

(3) 第1項及び第2項の規定に拘わらず、利用月の前月25日以降は全ての利用者が利用回数に関係なく、空いている時間帯を予約することができる。

(予約の取り消し)

第4条 予約の取り消しをする場合は、速やかに予約表に2本線で消し込みをする。

(感染症予防対策)

第5条 利用者はスペース内に掲示してある「ふれあいスペース宮前における感染症予防対策について」をよく読み、記載事項を遵守すること。

改訂履歴

令和5年6月27日 第3条上限回数3回を2回に変更